

第 20 号

訴えの提起について

土地明渡等請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成 24 年 6 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地明渡等請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西121番地2地先の建物及び工作物を撤去して土地を明け渡せ。 (2) 訴状送達の日から前項の明渡し済みまで1月当たり6,790円の金員を支払え。 (3) 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西121番地2の家屋番号121番2の3の建物を撤去せよ。 (4) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。